

29年度分

市民税・県民税の申告

マイナンバー(個人番号)が必要になります

28年中に市民税・県民税の申告をした人などには、「市民税・県民税申告書」を1月26日(木)に送付します。各会場で申告・相談する人は、届いた書類を必ずお持ちください。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の開始に伴い、29年度分市民税・県民税の申告に、マイナンバーが必要(申告の際の本人確認、申告書へのマイナンバーの記入)になりました。

本人確認

市民税・県民税の申告書を提出する際は、なりすまし防止のため、本人確認として、**番号確認**(正しいマイナンバーであることの確認)と**身元(実在)確認**(提供を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認)を行います。

本人確認のための必要書類

市民税・県民税申告の際は、次の書類を必ずお持ちください。

①本人が申告に来る場合(図①)

- ・マイナンバーカードを持っている人：マイナンバーカードのみ
- ・マイナンバーカードを持っていない人：通知カードまたはマイナンバーが記載された住民票の写しと免許証などの本人確認書類

②郵送または支所・連絡所へ提出する場合

上記①「本人が申告に来る場合」の必要書類の写し
※記入済みの申告書を家族が提出する場合も同じです。

③代理人が申告に来る場合(図②)

- (1)本人の番号確認に必要な書類 (2)代理人の身元確認書類
- (3)代理人であることを確認できる書類

●提出期限 3月15日(水)まで

●申告場所 1月31日(火)まで 市役所3階市民税課
2月1日(水)から3月15日(水)まで 市役所第2別館1階
※2月16日(木)からは確定申告の受け付けも行うため、混雑が予想されます。2月15日(水)までの申告にご協力ください。

●問い合わせ


市民税・県民税について：市民税課☎047-483-1151(代表)
マイナンバー制度全般について：マイナンバー総合フリーダイヤル☎0120-95-0178

図① 本人が申告に来る場合の必要書類 ※いずれの書類も、原本をお持ちください。

マイナンバーカードを持っている人

<p>マイナンバーカード</p> <p>※「番号確認」と「身元確認」がマイナンバーカードのみでできます</p>	
--	---

マイナンバーカードを持っていない人

番号確認	身元確認
<p>通知カード</p>  <p>または</p> <p>個人番号が記載された住民票の写し</p>	<p>写真付きの本人確認書類</p> <p>運転免許証、写真付き住基カード、在留カード、障害者手帳、パスポートなどのうち 1点</p> <p>または</p> <p>写真付きでない本人確認書類</p> <p>健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証などのうち 2点</p>

図② 代理人が申告に来る場合の必要書類

<p>本人の番号確認</p>	<p>マイナンバーカードの写し</p> <p>通知カードの写し</p> <p>個人番号が記載された住民票の写し</p>	<p>いずれか1点</p>
<p>代理人の身元確認</p>	<p>写真付きの代理人の確認書類</p> <p>マイナンバーカード、運転免許証、写真付き住基カード、在留カード、障害者手帳、パスポートなどのうち 1点</p> <p>または</p> <p>写真付きでない代理人の確認書類</p> <p>健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証などのうち 2点</p>	
<p>代理権の確認</p>	<p>法定代理人の場合、戸籍謄本などのその資格を証明する書類</p> <p>または</p> <p>任意代理人の場合、委任状など、本人が指定した事実を確認できる書類</p>	

千葉西税務署からのお知らせ

問い合わせは千葉西税務署☎043-274-2111(代表)へ

1. 確定申告書を発送します

27年分の所得税の確定申告書を提出した人に、「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」を、1月下旬に発送します。各会場で申告・相談をする人は、届いた書類を必ずお持ちください。また、本人確認書類(番号確認書類と身元確認書類)の提示または写しの添付も必要です。

2. 税理士による無料申告相談

所得税の確定申告書の作成相談ができます。

日時	場所
2月2日(木)・3日(金) 午前9時30分～正午/午後1時～4時	勝田台文化センター(勝田台2-5-1)
2月8日(水)・9日(木) 午前9時30分～正午/午後1時～4時	八千代台文化センター(八千代台西1-8)

【注意事項】

- ・会場外で作成した申告書の提出は受けられません。千葉西税務署へ提出してください
- ・土地建物、株式などの譲渡所得がある場合、住宅ローン控除の適用を受ける場合、所得金額が高額な場合、税理士に依頼している場合などは相談できません
- ・会場が混雑した場合、受け付けを早めに締め切ることがあります
- ・会場に駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください

(市民税課)

募集 八千代市子ども子育て会議の市民委員

子ども・子育て支援に関する施策の推進や実施状況について調査審議するための市民委員を募集します。

▼応募資格 市内在住の成人で小学生以下の子どもを保護者または子ども・子育て支援に関心がある人。年数回の平日昼間の会議に出席できる人。本市の審議会などの委員を5つ以上兼ねていない人 ▼募集人数 5人 ▼任期 4月1日から2年間 ▼報酬 7000円/回 ▼応募方法 A4用紙に、住所・氏名(フリガナ)・電話番号・生年月日・性別・主な職歴と現在の職業・子どもに関する支援活動の経歴・応募の理由(子どもを保護する、子どもの氏名・生年月日)を記入し、「子どもや子育て支援に関する考えや意見について」と題した800字程度の作文を添付し、〒276-1850 1市役所子育て支援課へ持参、郵送または市HP「市民委員の公募」から応募。2月13日(月)必着。※書類選考。応募書類は非公開、返却しません。(子育て支援課)

募集 講演会「成年後見制度と遺言・相続について」

八千代市、市社会福祉協議会共催。先着120人。

▼対象 市内在住または在勤の人 ▼日時 2月7日(火)午後1時30分～3時30分 ▼場所 福祉センター ▼申し込み 1月31日(火)までに氏名、電話番号、参加人数を電話、ファクスまたはメールで社会福祉協議会後見支援センター係☎(483)3021 FAX(483)3088 E-mail: fyc-hp@fukushu.yachiyochiba.jp (福祉総合相談室)

パブコミ 都市計画道路の見直し方針及び優先度評価(案)に対する意見

「八千代市パブリックコメント手続実施要綱」に基づき、都市計画道路の見直し方針及び優先度評価(案)に対する意見を募集します。意見を提出できる人は、市内在住または在勤・在学の人、市内に事業所を有する人、当該事業に利害関係を有する人です。※意見に対する個別回答は行いません。

▼募集期間 1月18日(水)～2月17日(金)必着 ▼公表場所 都市計画課、法務課情報公開班、支所・連絡所、公民館、図書館、市HP ▼意見の提出方法・送付先 募集期間中に公表する募集要項に記載 (都市計画課)

29年第1回臨時会は1月23日(月)開会予定

1月臨時会は、1月23日(月)午前10時に開会する予定です。会議の日程などは、開会予定日の約1週間前に決定されます。

■インターネット中継 本会議を市HPで生中継します。通常は会議の翌日(土曜・日曜を除く)から録画中継でも見られます。詳しくは、議会事務局☎(483)1151へ (議事課)